

令和3年度福岡市立急患診療所に対する評価の実施について

1 評価対象施設

福岡市立急患診療所

- (1) 福岡市立急患診療センター (福岡市早良区百道浜1-6-9)
- (2) 福岡市立東急患診療所 (福岡市東区箱崎2-54-27)
- (3) 福岡市立博多急患診療所 (福岡市博多区博多駅前2-19-24)
- (4) 福岡市立南急患診療所 (福岡市南区塩原3-25-3)
- (5) 福岡市立城南急患診療所 (福岡市城南区鳥飼5-2-25)
- (6) 福岡市立西急患診療所 (福岡市西区内浜1-4-7)

2 評価対象の指定管理者

一般社団法人 福岡市医師会

3 評価の実施方法

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※指定管理期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

4 評価の実施方法

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)を評価対象期間として、対象期間内に行った実地調査や指定管理者から提出された自己評価表、事業報告書に基づき、別紙「令和3年度指定管理業務評価表」のとおり市の評価を行った。